

# 初任運転者に対する安全運転の実技指導の公表について

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第1089号）により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について、基づき公表します。

## ○基本方針

・田辺営業所所属運転者は乗合バス（小型、中型、大型）経験を経て、貸切バス（大型）運転者へとステップアップします。大阪営業所所属運転者は研修後、貸切バス運転者へとステップアップします。

①運転者研修は、乗合バス（中型が基本）で座学研修20時間以上経験した後、指導運転者添乗指導の下、自社構内→走行しやすい当社沿線（実際に走行する区間）→難度（狭隘区間、山間区間等）区間の研修後、選任していきます。

## ○初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

1. 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項（運行指示書の遵守含む）
2. 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
3. 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項  
（シートベルトの着用徹底等）
4. 危険の予測及び回避  
（当該運転者が運転する同一車種区分の車両を用いて制動装置の操作方法の指導）
5. 安全性の向上を図るために装置を備える貸切バスの適切な運転方法
6. 実技指導で録画したドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

## ○指導の具体的な内容

- ・回送車を使用し初任運転者本人が運転する。その際必ず教育担当者が添乗し、必要に応じその都度指導する。
- ・安全運転の実技について、貸切バスに乗務する初任運転者は回送車で20時間以上、かつ教育担当者が運転技能等が適切であることを認めるまで実施する。乗合バスに乗務する初任運転者については、可能な限り実施する。

○2025年度に教育を実施した初任運転者（安全運転の実技）

運転者名	教育担当者	車種区分	選任区分
運転者A	A	大型	大阪
運転者B	A	大型	大阪
運転者C	B	大型	大阪
運転者D	A	大型	大阪
運転者E	B	大型	大阪

※運転者名については、個人情報のため公表いたしません。

教育担当者名	教育担当者の役職・経験
A	指導運転士・乗務歴9年
B	指導運転士・乗務歴33年

※教育担当者名については、個人情報のため公表いたしません。

○実施ルートについて

・車両に慣れさせ、走行しやすい区間から始め、徐々にレベルを上げて、実技教育を進めていきます。

白浜市内・和歌山市内・高野山・大阪市内・関西空港・伊丹空港等、当社での運行が特に多いエリアをメインに運行しています。